

取組事例

所定外労働削減 年休取得促進 多様な正社員・朝型の働き方・テレワーク

企業名： 小林製薬株式会社	所在地： 大阪府大阪市
社員数： 1,149名	業種： 製造業



取組の目的：

お客様の「あったらいいな」を探すことに喜びを感じる人材育成の実現

取組の概要：

○トップメッセージ

小林製薬は「あったらいいなをカタチにする」のブランドスローガンにあるとおり、お客さまの立場に立った製品開発で、人と社会に快を提供する会社でありたいと考えている。その基盤となるのが“人材育成”で、企業理念である「創造と革新」に挑む気質を持ち、お客様の「あったらいいな」を探すことに喜びを感じる人材を育てることを目指している。

○所定外労働時間削減の取り組み

毎週水曜日を「早期退社デー」とし、19時以降の業務を禁止するなどの取り組みの他に、月1回の労使会議で所定外労働時間の状況を確認し、所定外労働時間が多いチームの責任者に対して現状分析をしてもらい、業務効率化や適正な業務配分を促している。

○勤続年数に応じた長期休暇取得促進

勤続5年毎に長期休暇取得促進のための制度を導入。土日を含めた連続7日間から、最長では16日間の長期休暇の取得が可能。特に10年毎の節目では、特別有給休暇（公暇）や補助金も給付され、従業員が家族と共に心身をリフレッシュしやすい体制を整えている。

○不測の事態に対応する休業支援

私傷病及び家族看護のため長期にわたり休業せざるを得なくなった時などに、失効した過去3年間の有給休暇を最大40日分使用できる繰り越し有給休暇積立制度がある。

○働きやすい職場環境のための子育て世代の意見を反映した育児休業・短時間勤務制度など

育児休業は、原則子が1歳6カ月まで取得可能だが、保育所の入所難、また、入所後の「慣らし保育期間」に配慮し、子供が1歳6カ月になる月が11～4月の場合は、直後の4月末まで取得可能としている。

また、復職後の勤務については、短時間勤務制度（1日の就業時間を6時間まで短縮可能）や就業時間の繰上げ繰下げを導入し、各人の事情に応じた働き方を選択できるようにしている（この制度は、子が小学3年生になるまで利用可能）。子供の看護のために利用できる看護休暇は有給で取得可能。

○高齢化社会を見据えた介護制度

高齢化社会に備え、介護休業は最大180日間取得することができ、短時間勤務制度も選ぶことが可能。また、介護休暇に関しては、生活の不安を軽減するため、有給で取得可能。

現状とこれまでの取組の効果：

○年次有給休暇の取得実績

2014年 56.64%

2013年 54.24% (子の看護・介護休暇の公暇導入に伴い、自身の有休から公暇の利用へ移行)

2012年 55.09%

2011年 54.90%

2010年 46.90%

(H27.3)